

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 6 月 16 日

静岡県知事 鈴木 康友様

医療法人の名称 医療法人社団あしたば会

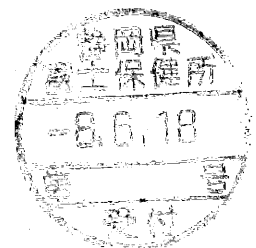
主たる事務所の所在地 静岡県富士市厚原八反田 206 番地 6

代表者の氏名 新井 隆康

令和 7 年度
8 期 の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人あしたば会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

主たる事務所 静岡県富士市厚原八反田206番地6

(3) 設立認可年月日 平成30年3月28日

(4) 設立登記年月日 平成30年4月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	新井 隆康	
理 事	新井 久榮	
同	齋藤 早苗	
同	中村 圭	
監 事	利光 剛	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	富士在宅診療所	2212311167	静岡県富士市厚原八反田206番地6	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年10月30日	従たる診療所の廃止決定
令和8年3月26日	令和8年度の事業計画の決定
令和8年5月28日	決算承認及び新年度の役員報酬の決定

様式 2

法人名 医療法人社団あしたば会
所在地 静岡県富士市厚原八反田206番地6

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	208,432 千円
2. 負 債 額	79,706 千円
3. 純 資 産 額	128,726 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	199,983
B 固 定 資 産	8,449
C 資 産 合 計 (A + B)	208,432
D 負 債 合 計	79,706
E 純 資 産 (C - D)	128,726 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団あしたば会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市厚原八反田206番地6

貸借対照表
(令和 8年 3月 31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	199,983	I 流 動 負 債	42,216
II 固 定 資 産	8,449	II 固 定 負 債	37,490
1 有 形 固 定 資 産	8,399	(うち医療機関債)	(-)
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	79,706
3 そ の 他 の 資 産	50	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(-)	科 目	金 額
		I 基 金	2,000
		II 積 立 金	126,726
		(うち代替基金)	(-)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	128,726
資 産 合 計	208,432	√ 負 債・純資産合計	208,432 √

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団あしたば会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市厚原八反田206番地6

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	614,909
2 事業費用	651,791
本来業務事業損失	36,882
B 附帯業務事業損益	0
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	36,882
II 事業外収益	17,907
III 事業外費用	1,205
経常損失	20,180
IV 特別利益	14,268
V 特別損失	42
税引前当期純損失	5,954
法人税等	970
当期純損失	6,924

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団あしたば会
所在地 静岡県富士市厚原八反田206番地6

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が株主総会の議決権の過半数を占めている法人	株式会社新井総合研究所	東京都豊島区巣鴨一丁目2番23-604号	878,671	医療に関する、システム、サービスの企画、立案及び販売	医療に関するシステム、サービスの提供	医療に関するシステム、サービスの提供	84,533	地代家賃・管理費	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	新井隆康	医師	当法人理事長	事業用資産・負債の譲渡(開業時)、経費未精算	558	未払金	28,121

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あしたば会

理事長 新井 隆康 殿

私は、医療法人あしたば会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和8年5月25日

医療法人あしたば会

監事 利光 剛